⑶　特定診療所短期入所療養介護費

㈠　３時間以上４時間未満　654単位

㈡　４時間以上６時間未満　905単位

㈢　６時間以上８時間未満　1,257単位

注１～４　（略）

５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、１日につき25単位を所定単位数から減算する。

６～12　（略）

⑷　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

⑸　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　認知症専門ケア加算(I)　３単位

㈡　認知症専門ケア加算(II)　４単位

⑹・⑺　（略）

⑻　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（㈣及び㈤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(I)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(II)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(III)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

㈣・㈤　（略）

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

⑴～⑷　（略）

⑸　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

⑶　特定診療所短期入所療養介護費

㈠　３時間以上４時間未満　654単位

㈡　４時間以上６時間未満　905単位

㈢　６時間以上８時間未満　1,257単位

注１～４　（略）

（新設）

５～11　（略）

⑷　療養食加算　23単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

（新設）

⑸・⑹　（略）

⑺　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(I)　⑴から⑹までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(II)　⑴から⑹までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(III)　⑴から⑹までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

㈣・㈤　（略）

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

⑴～⑷　（略）

⑸　療養食加算　23単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）